



中小企業・小規模事業者の実態

本章では、我が国の中小企業・小規模事業者の多様性を示すとともに、重要な論点となっている労働生産性及び開廃業の状況について確認していく。

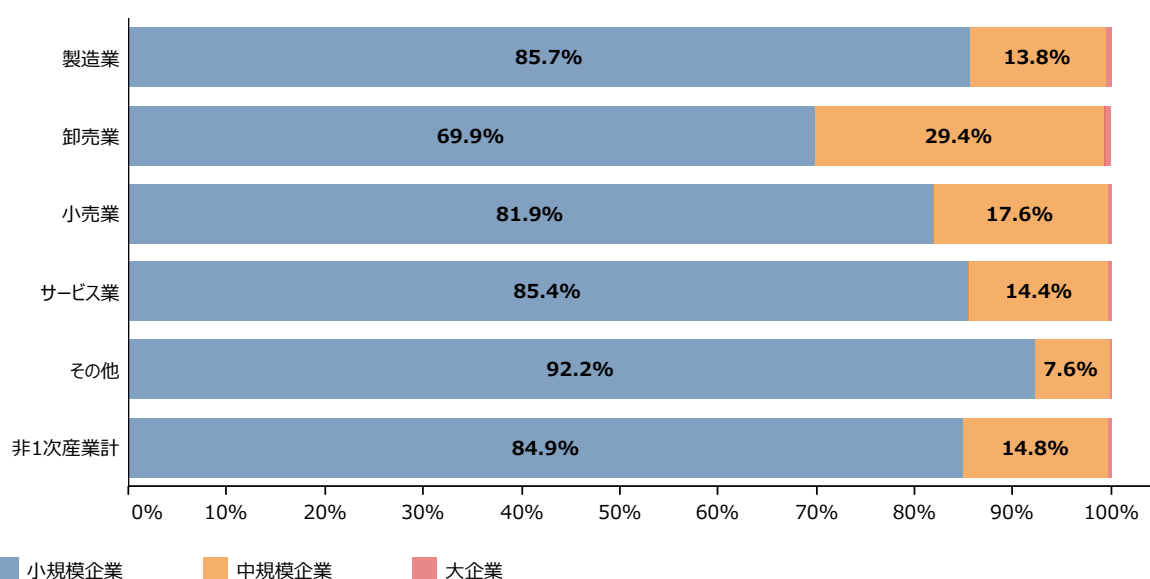
第1節 多様な中小企業・小規模事業者

始めに、中小企業・小規模事業者が企業数、従業員数、付加価値額の全体に占める状況¹について確認する。

の内訳について見たものである。これを見ると、いずれの業種においても我が国の企業のほとんどが中小企業であることが分かる。

第1-2-1図は、業種別、企業規模別²に企業数

第1-2-1図 業種別・企業規模別の企業数の内訳



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

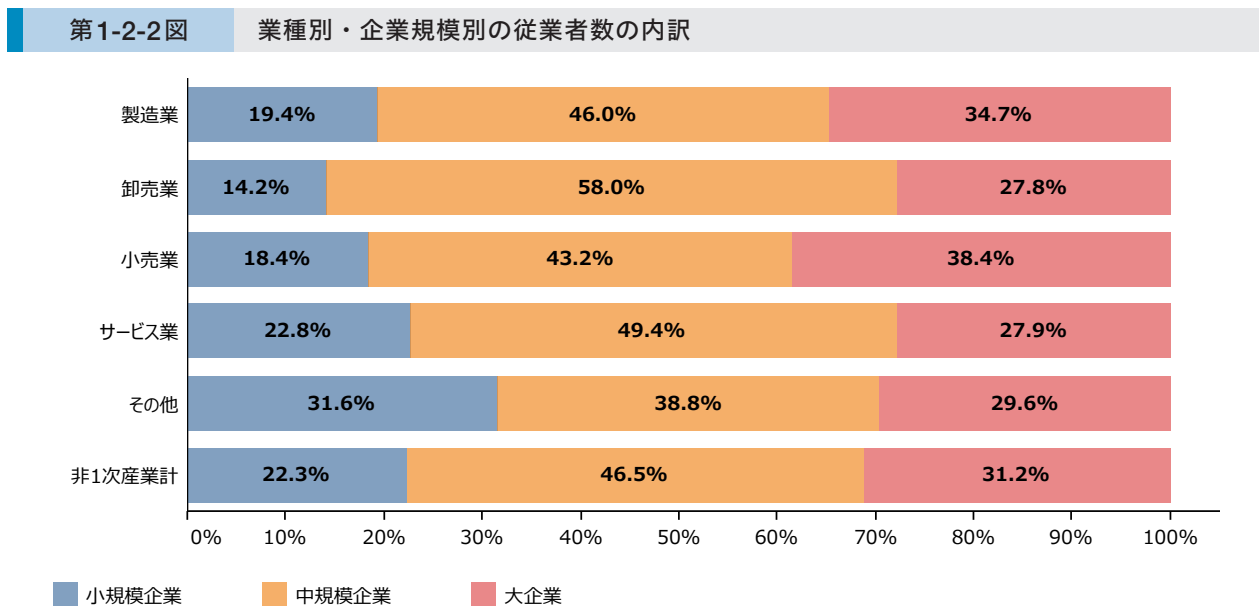
(注)1.企業数＝会社数＋個人事業者数とする。

2.「サービス業」には、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」が含まれる。「その他」には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」が含まれる。

1 以下の比較に当たっては、業種によって中小企業・小規模事業者の定義が異なるため、業種ごとに定義に該当する企業の規模が異なる点に留意されたい。
2 ここでいう中規模企業とは、中小企業基本法上の中小企業のうち、同法上の小規模企業に当てはまらない企業をいう。

第1-2-2図は、業種別、企業規模別に従業者数の内訳について見たものである。全体について見ると、従業者数のうち約7割が中小企業で雇用されていることが見て取れる。また、「卸売業」、「サービス業」において中小企業の全体に占める割合が相対的に高くなっている。

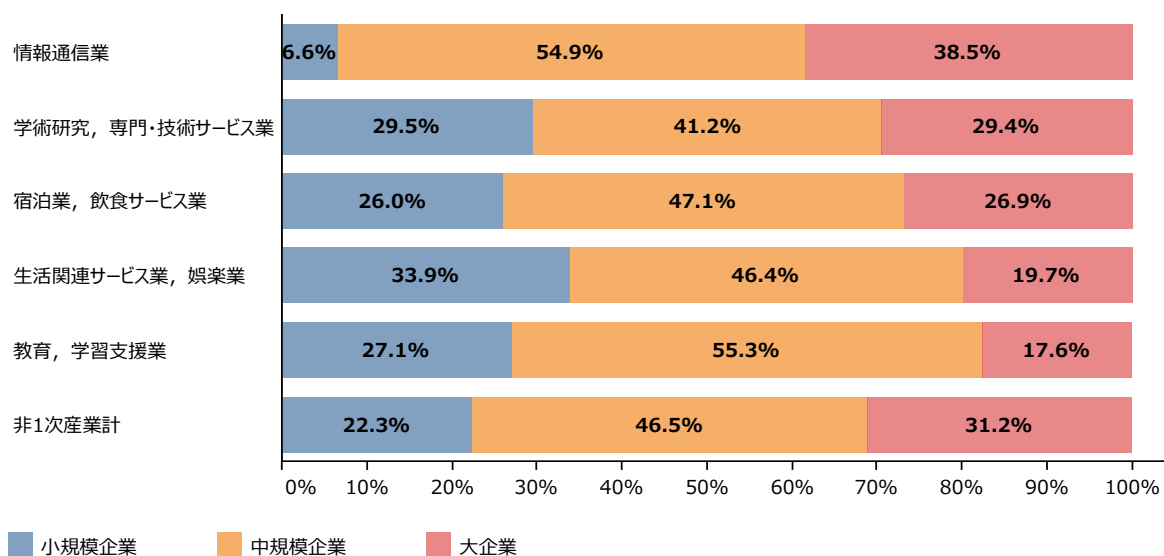
このうち、「サービス業」についてその内訳を示したものが第1-2-3図である。これを見ると、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」において、従業者数のうち中小企業の構成比が高く、中小企業の雇用における存在感が大きいことが分かる。



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)「サービス業」には、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」が含まれる。「その他」には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」が含まれる。

第1-2-3図 業種別・企業規模別の従業者数の内訳（サービス業）



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

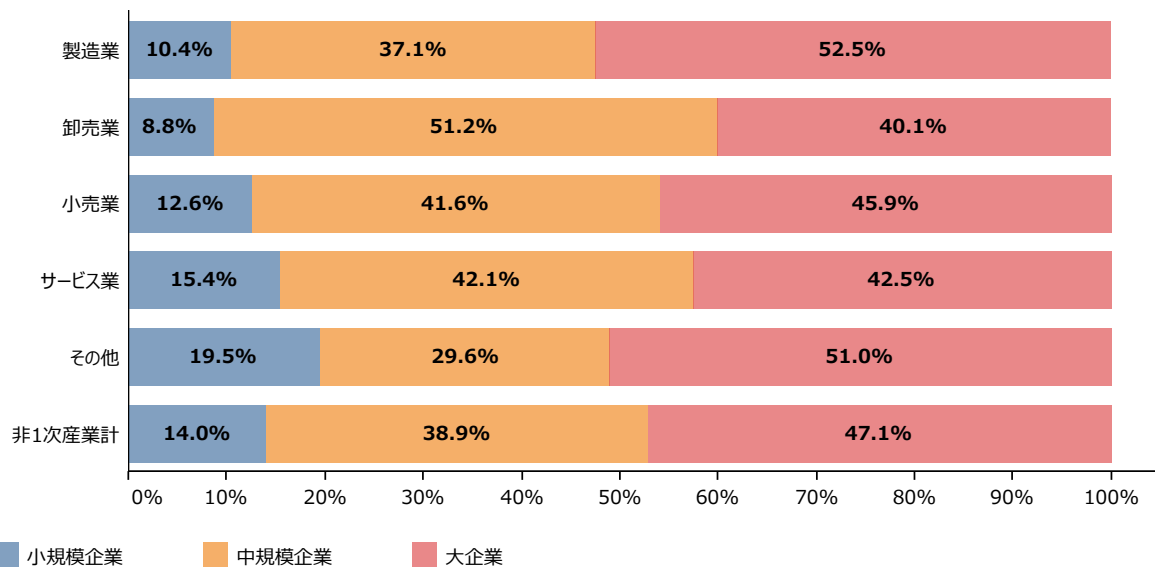
(注)「サービス業」のうち、「不動産業，物品賃貸業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」は除いて表示している。

第1-2-4図は、業種別、企業規模別に付加価値額の内訳について見たものである。全体として見ると、我が国の付加価値額の5割以上を中小企業が生み出していることが分かる。また、「卸売業」、「サービス業」では、付加価値額全体に占める中小企業の割合が相対的に高くなっている。

このうち、「サービス業」についてその内訳を

示したものが第1-2-5図である。これを見ると、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」では、約7割の付加価値額が中小企業によって生み出されており、業種内での中小企業の存在感の大きさがうかがえる。

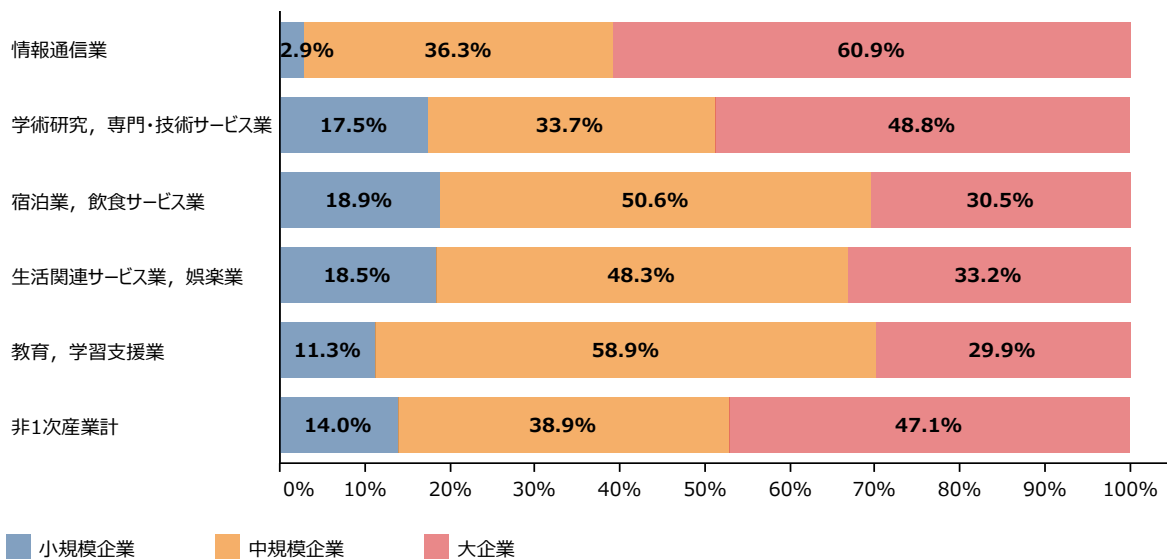
第1-2-4図 業種別・企業規模別の付加価値額の内訳



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

(注)「サービス業」には、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」が含まれる。「その他」には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」が含まれる。

第1-2-5図 業種別・企業規模別の付加価値額の内訳（サービス業）



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

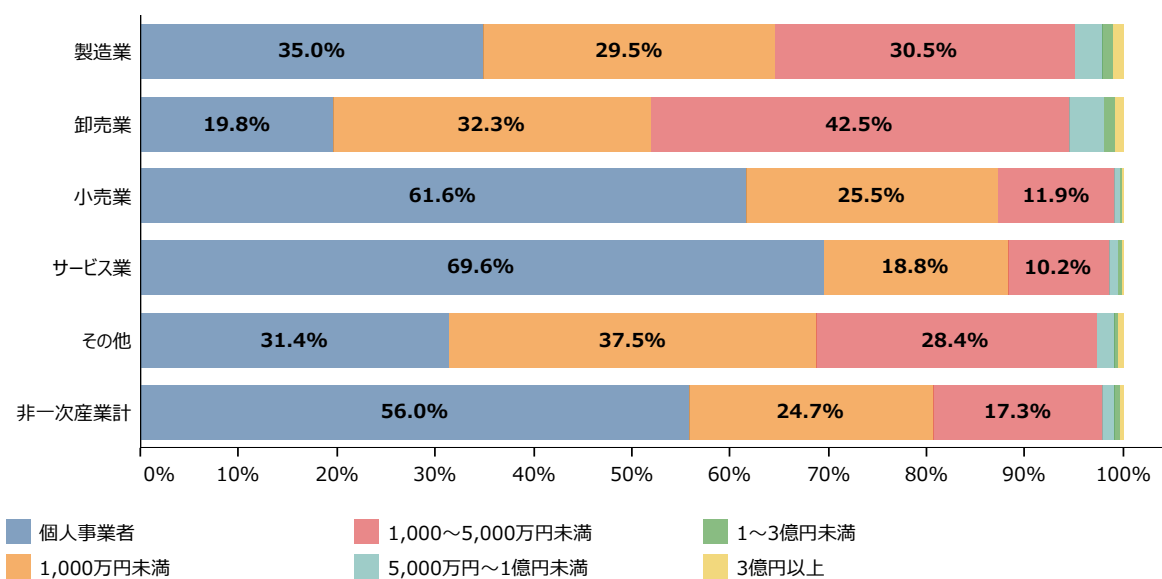
(注)「サービス業」のうち、「不動産業、物品賃貸業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」は除いて表示している。

続いて、資本金及び常用雇用者数の観点から、企業の多様性を確認する。

第1-2-6図は、業種別に資本金規模別の企業分布を見たものである。これを見ると、いずれの業種においても、個人事業者及び資本金5,000万円

未満の企業が大半を占めていることが分かる。また、「小売業」、「サービス業」では、個人事業者の全体に占める割合が相対的に高いことが見て取れる。

第1-2-6図 業種別・資本金規模別の企業数の内訳



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

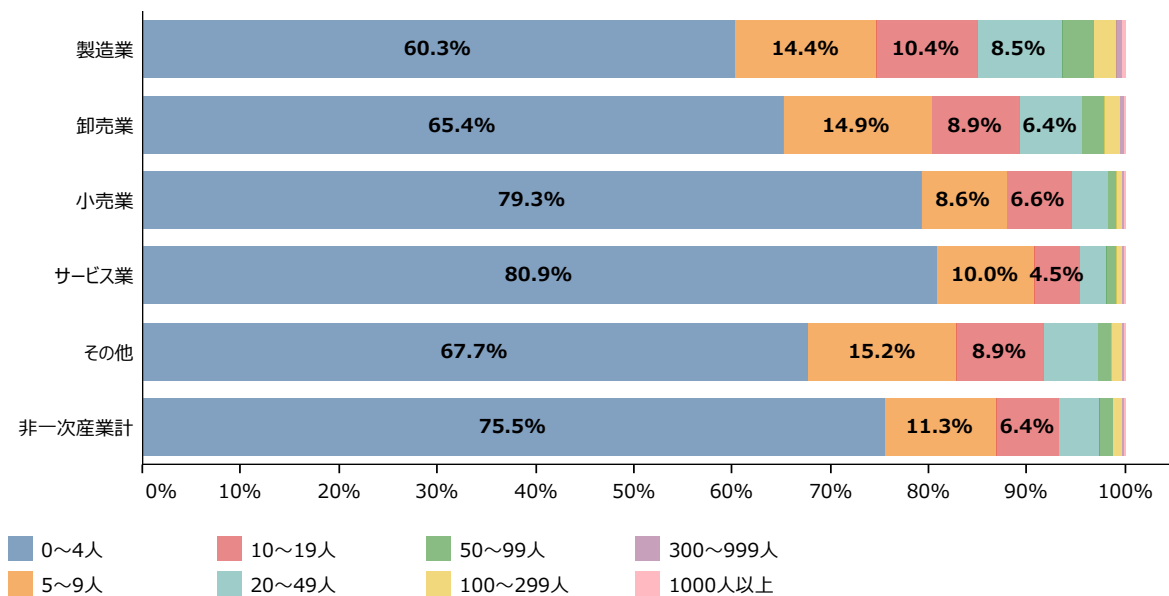
(注)1.企業数=会社数+個人事業者数

2.「サービス業」には、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学术研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」が含まれる。「その他」には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」が含まれる。

第1-2-7図は、業種別に常用雇用者規模別の企業分布を見たものである。これを見ると、いずれの業種においても、常用雇用者数が50人未満の企業が大半を占めていることが分かる。また、個

人事業者の割合が高い「小売業」、「サービス業」では、常用雇用者数が4人以下の企業の割合が約8割を占めており、他の業種と比べて構成比が高くなっている。

第1-2-7図 業種別・常用雇用者規模別の企業数の内訳



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」

(注)1.企業数=会社数+個人事業者数

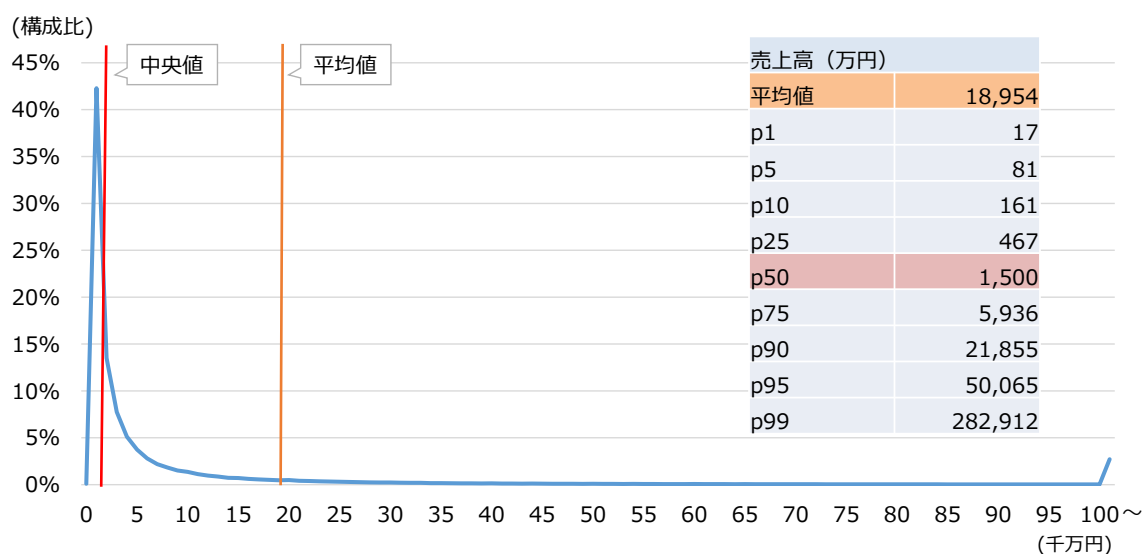
2.「サービス業」には、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」が含まれる。「その他」には、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」が含まれる。

次に、中小企業の売上高、労働生産性の分布状況について見ていく。

第1-2-8図は、横軸に売上高区分を1,000万円ごとに取り、縦軸に企業数の構成割合を取って、中小企業の売上高の分布状況を示したものである。中小企業の売上高の中央値は1,500万円で、

売上高1,000万円以下に約4割の中小企業が存在していることが分かる。他方で、売上高10億円超の中小企業も約3%存在しており、中小企業でも売上高の大きい企業は存在していることが分かる。

第1-2-8図 中小企業の売上高の分布（企業）

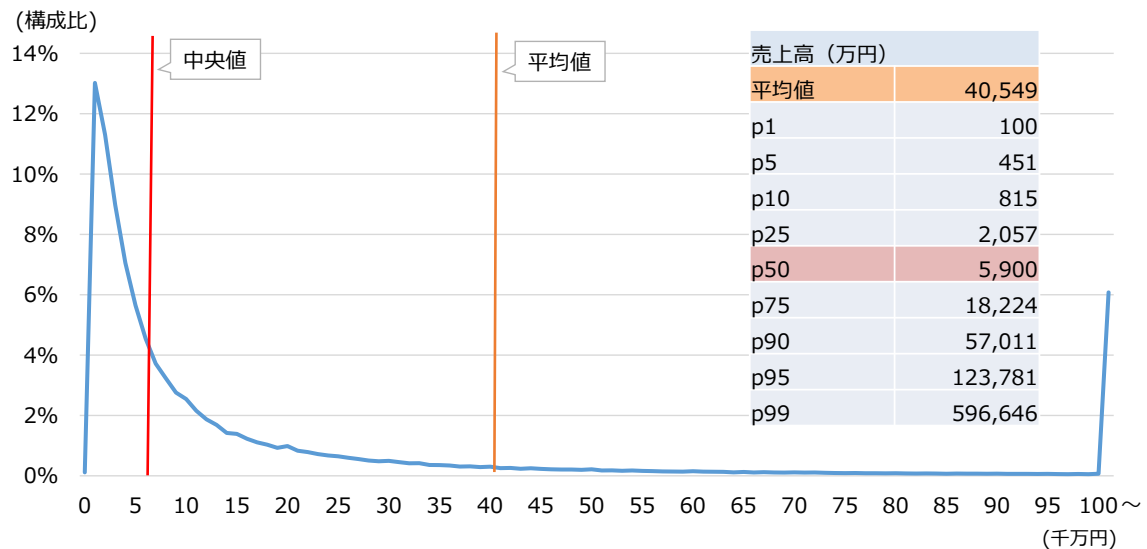


資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

第1-2-8図を「会社」と「個人事業者」に分けて、売上高の分布状況を確認したものが第1-2-9図及び第1-2-10図である。これを見ると、最も構成比の高い区分は「会社」、「個人事業者」共に、売上高1,000万円以下であるものの、その構

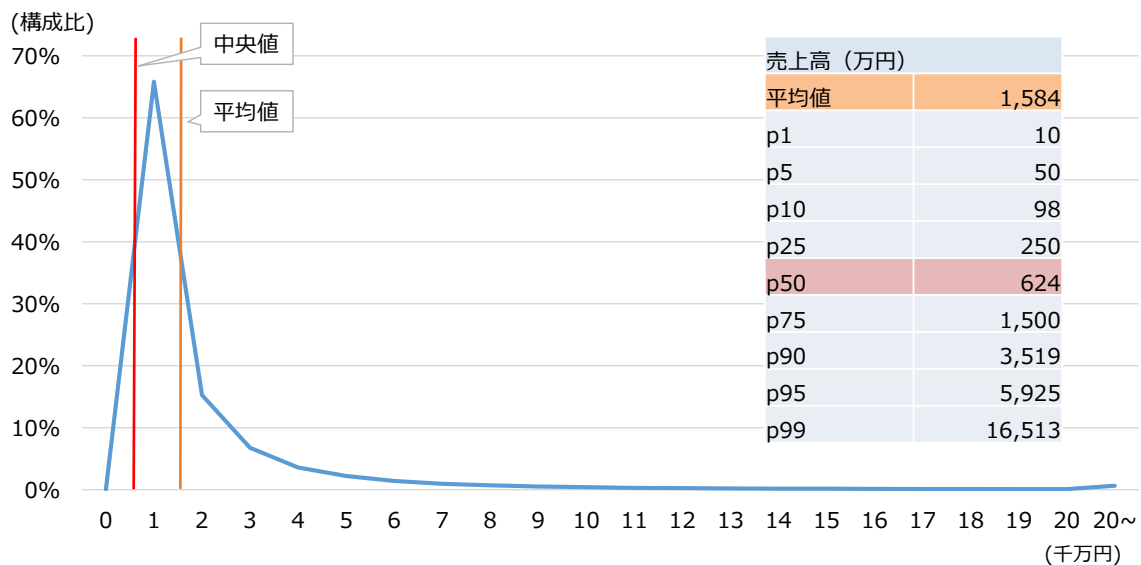
成比は「会社」が1割程度に対して、「個人事業者」が7割程度となっており、「個人事業者」の方が似たような事業規模の企業が多いことが見て取れる。

第1-2-9図 中小企業の売上高の分布（会社）



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

第1-2-10図 中小企業の売上高の分布（個人事業者）



資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

コラム

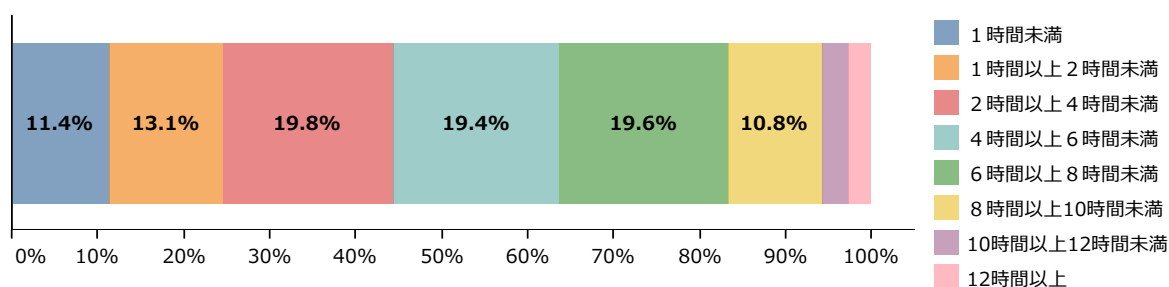
1-2-1 フリーランスの実態

本節では中小企業・小規模事業者といっても一括りにはできず、多種多様であることを見てきた。こうした中、新たな多様性をもたらす主体として、フリーランスの存在が注目されている。ここでは、内閣官房が2020年に実施した「フリーランス実態調査」を基に、フリーランスの実態について確認していく。

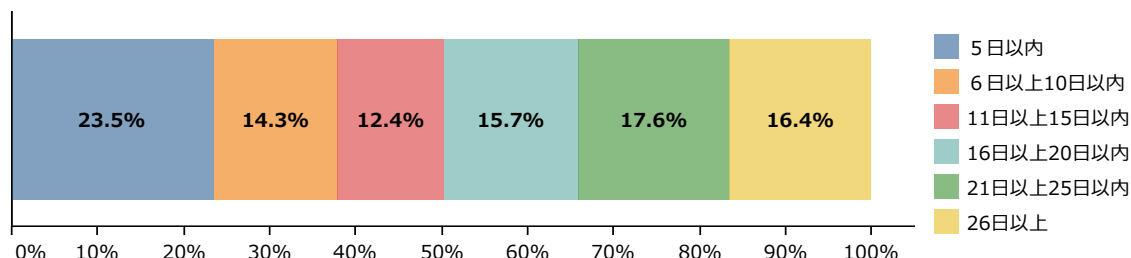
まず、フリーランスとしての就業時間・就業日数について見たものが、**コラム1-2-1①図**である。1日当たりの就業時間は、「2時間以上4時間未満」、「4時間以上6時間未満」、「6時間以上8時間未満」と回答した者がそれぞれ2割程度となっており、その属性は分散していることが分かる。また、1か月当たりの就業日数についても、回答割合は各区分で1割から2割程度となっており、フリーランスとしての働き方は多様であることが見て取れる。

コラム 1-2-1①図 フリーランスの就業時間・就業日数

1日当たりの就業時間（平均）



1か月当たりの就業日数（平均）



資料：内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査」

コラム1-2-1②図は、主な取引先と業務の形態ごとに内訳を確認したものである。これを見ると、業務・作業の依頼（委託）を受けて仕事を行い、主に事業者と取引を行う者が全体の約4割を占めており、最も高い割合となっている。他方、それ以外の区分でも1割以上存在しており、フリーランスは取引先や業務形態についても、一括りで扱うことはできない存在であることが分かる。

コラム 1-2-1 ②図 フリーランスの属性分布

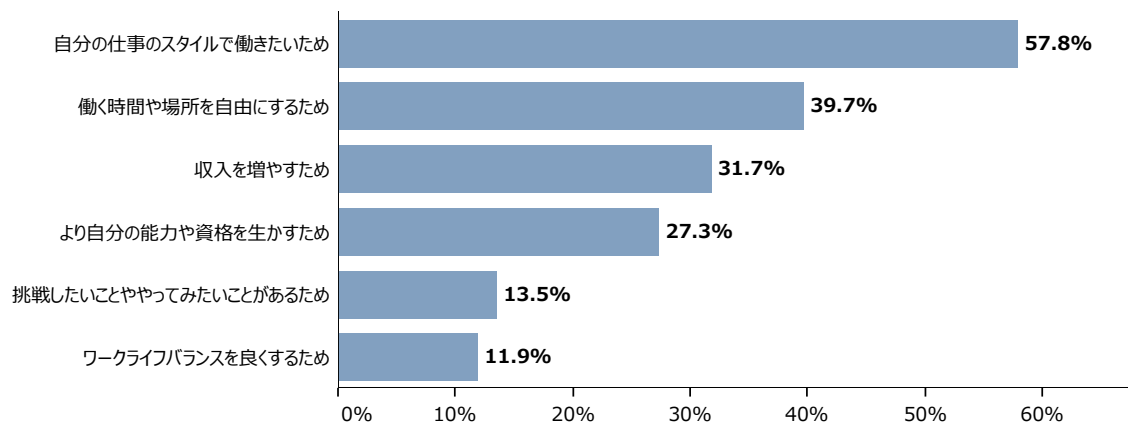
	主な取引先が 事業者	主な取引先が 消費者
業務・作業の依頼（委託） を受けて仕事を行う者	43.2% (3,234) (本業：1,806/副業：1,428) 【例：デザイナー、システムエンジニア、webライター】	13.7% (1,025) (本業：505/副業：520) 【例：個人と契約する家庭教師、家事代行】
上記以外の者	12.2% (914) (本業：412/副業502) 【例：カメラマン、ジャーナリスト】	30.8% (2,305) (本業：873/副業：1,432) 【例：e-コマース、ハンドメイド作家】

資料：内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査」

(注) 割合は、小数点第2位を四捨五入して計算しているため、全体を足しあわせても100%にならない点に留意。

続いて、フリーランスという働き方を選択した理由について見たものが、コラム1-2-1③図である。これを見ると、「自分の仕事のスタイルで働きたいため」と回答した者が約6割と最も高い割合となっている。また、「働く時間や場所を自由にするため」と回答した者も約4割と相当程度存在しており、仕事に関する自分自身の裁量を大きくすることが、フリーランスとして働くモチベーションの一要因になっていると考えられる。

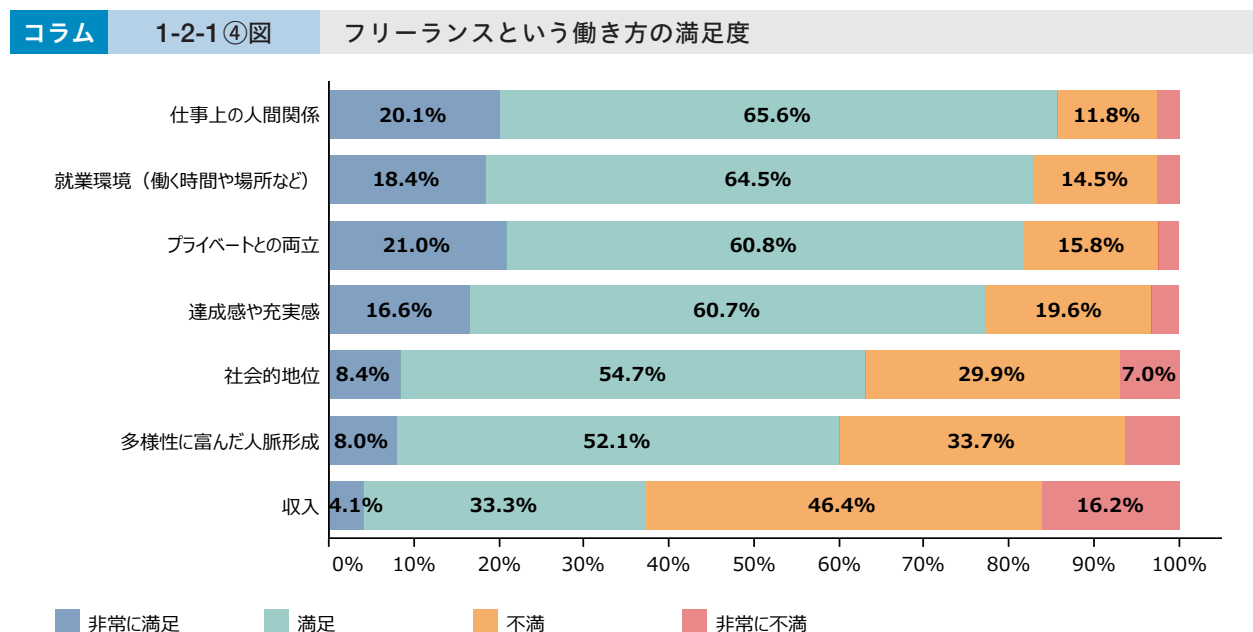
コラム 1-2-1 ③図 フリーランスという働き方を選択した理由



資料：内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査」

(注)「フリーランスとしての働き方を選択した理由について、当てはまるものをお選びください。」(複数回答可)という設問への回答のうち上位6項目を集計。

コラム1-2-1④図は、フリーランスという働き方に対する満足度について確認したものである。これを見ると、「仕事上の人間関係」、「就業環境（働く時間や場所など）」、「プライベートとの両立」、「達成感や充実感」に満足していると回答した者は、7割以上となっている。他方で、「収入」について満足していると回答した者は、4割程度にとどまる。フリーランスとして働く者にとって、仕事内容に関する満足度は高い中で、収入面での充実が課題であることが分かる。



資料：内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査」

新たな経済の担い手として注目されるフリーランスについて見てきたが、フリーランス自体も属性や取引関係について多様であることが確認された。フリーランスは、多様な働き方の拡大や企業の経営課題を解決する外部人材などの観点から重要な主体であると同時に、取引関係や雇用関係における様々な課題も存在している。こうした状況を踏まえて、政府として一体的に、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのルール整備が進められている³。

また、これに基づき、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、2021年3月に内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、公表された⁴。

³ ルール整備の方向性については、全世代型社会保障検討会議 第9回配布資料「全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（案）」（2020年6月25日）、「成長戦略実行計画」（2020年7月17日閣議決定）を参照されたい。

⁴ ガイドラインの詳細については、以下を参照されたい。
https://www.cas.go.jp/jp/houdou/pdf/210326_guideline.pdf

コラム

1-2-1 ⑤図

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（概要）

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（概要）

- 事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係を明らかにするとともに、これらの法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で策定し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備。

第1 フリーランスの定義

- 本ガイドラインにおける「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る者。

第2 独禁法、下請法、労働関係法令との適用関係

- 独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用。
○ 下請法は、取引の発注者が資本金1000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用。
○ これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けていると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用。

独禁法・下請法

第3
フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

1 フリーランスとの取引に係る優越的地位の濫用規制についての基本的な考え方

- 自己の取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として、独占禁止法により規制される。

2 発注時の取引条件を明確にする書面の交付に係る基本的な考え方

- 優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因とも考えられ、発注事業者が発注時の取引条件を明確にする書面をフリーランスに交付しない場合は、独占禁止法上不適切。
○ 下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者が書面をフリーランスに交付しない場合は、下請法第3条で定める書面の交付義務違反となる。

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

- 優越的地位の濫用につながる行為について、行為類型ごとに下請法の規制の対象となり得るものも含め、その考え方を明確化。

(1) 報酬の支払遅延	(2) 報酬の減額	(3) 著しく低い報酬の一方的な決定
(4) やり直しの要請	(5) 一方的な発注取消	(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い
(7) 役務の成果物の受領拒否	(8) 役務の成果物の返品	(9) 不要な商品又は役務の購入・利用強制
(10) 不当な経済上の利益の提供要請	(11) 合理的に必要な範囲を超えた秘密保持義務等の一方的な設定	(12) その他取引条件の一方的な設定・変更・実施

第4
仲介事業者が遵守すべき事項

1 仲介事業者とフリーランスとの取引について

- 仲介事業者は、フリーランスが役務等を提供する機会を獲得・拡大することや、発注事業者や消費者が、フリーランスから良質廉価な役務等を受けることに貢献。
○ 一方で、今後フリーランスと仲介事業者との取引の増加により、仲介事業者が取引上優越した地位に立ち、フリーランスに対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合も考えられる。

2 規約の変更による取引条件の一方的な変更

- 規約の変更を一方的に行うことにより、自己の取引上の地位がフリーランスに優越している仲介事業者が、フリーランスに対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。

労働関係法

第5
現行法上「雇用」に該当する場合の判断基準

1 フリーランスに労働関係法令が適用される場合

- フリーランスとして請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、労働関係法令の適用に当たっては、契約の形式や名称にかかわらず、個々の働き方の実態に基づいて、「労働者」かどうか判断。
○ 労基法上の「労働者」と認められる場合は、労働基準法の労働時間や賃金等に関するルールが適用される。
○ 労組法上の「労働者」と認められる場合は、団体交渉を正当な理由なく拒んだりすること等が禁止される。

2・3 労働基準法における「労働者性」の判断基準とその具体的な考え方

- (1) 「使用従属性」に関する判断基準
①「指揮監督下の労働」であること（労働が他人の指揮監督下において行われているか）
②「報酬の労務対償性」があること（報酬が「指揮監督下における労働」の対価として支払われているか）
(2) 「労働者性」の判断を補強する要素
①事業者性の有無（仕事に必要な機械等を発注者等と受注者のどちらが負担しているか等）
②専属性の程度（特定の発注者等への専属性が高いと認められるか。）

4・5 労働組合法における「労働者性」の判断要素とその具体的な考え方

- (1) 基本的判断要素
①事業組織への組み入れ（業務の遂行に不可欠な重要な労働力として組織内に確保されているか）
②契約内容の一方的・定型の決定（労働条件や労務の内容を相手方が一方的・定型に決定しているか）
③報酬の労務対償性（労務供給者の報酬が労務供給に対する対価などとしての性格を有するか）
(2) 補充的判断要素
④業務の依頼に応ずべき関係（相手方からの個々の業務の依頼に対し、基本的に応ずべき関係にあるか）
⑤広い意味での指揮監督下の労務提供（労務供給者が、相手方の指揮監督の下に労務の提供を行っている）と広い意味で解することができるか等）
(3) 消極的判断要素（この要素が肯定される場合には、労働組合法上の労働者性が弱まる場合がある）
⑥顕著な事業者性（恒常的に自己の才覚で利得する機会を有し自らリスクを引き受けて事業を行う者か）

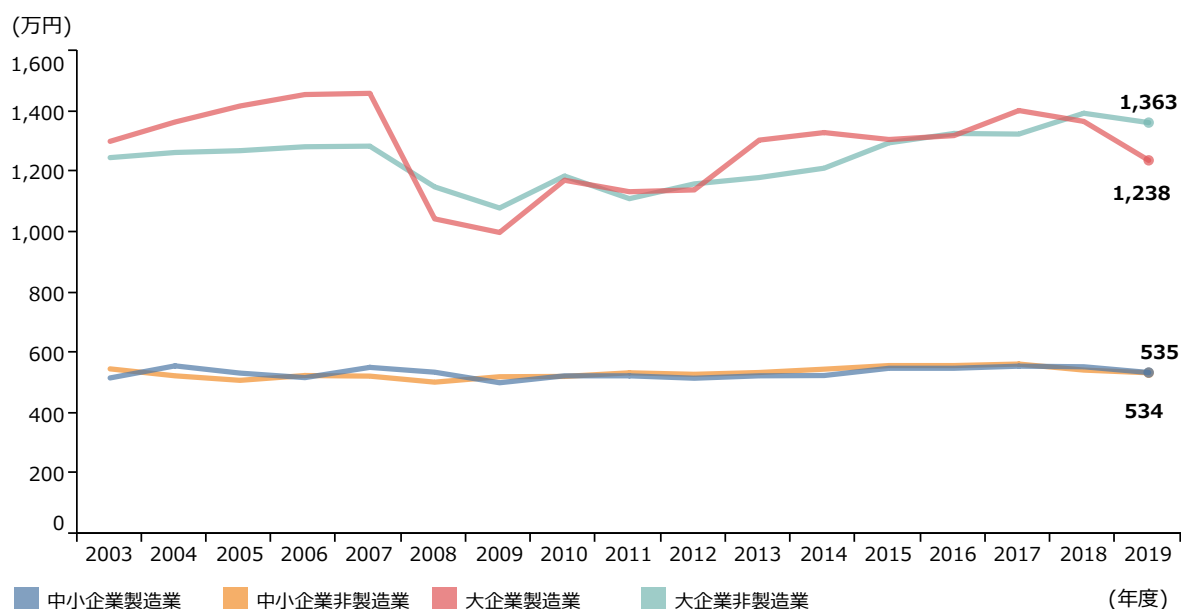
第2節 中小企業・小規模事業者の労働生産性

将来的に人口減少が見込まれる中、我が国経済の更なる成長のためには、企業全体の99.7%を占める中小企業の労働生産性を高めることが重要である。本節では、中小企業・小規模事業者の労働生産性について現状を把握していく。

第1-2-11図は、企業規模別⁵に、従業員一人当

たり付加価値額（労働生産性）⁶の推移を示したものである。これを見ると、中小企業の労働生産性は製造業、非製造業共に、大きな落ち込みはないものの、長らく横ばい傾向が続いていることが分かる。

第1-2-11図 企業規模別従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

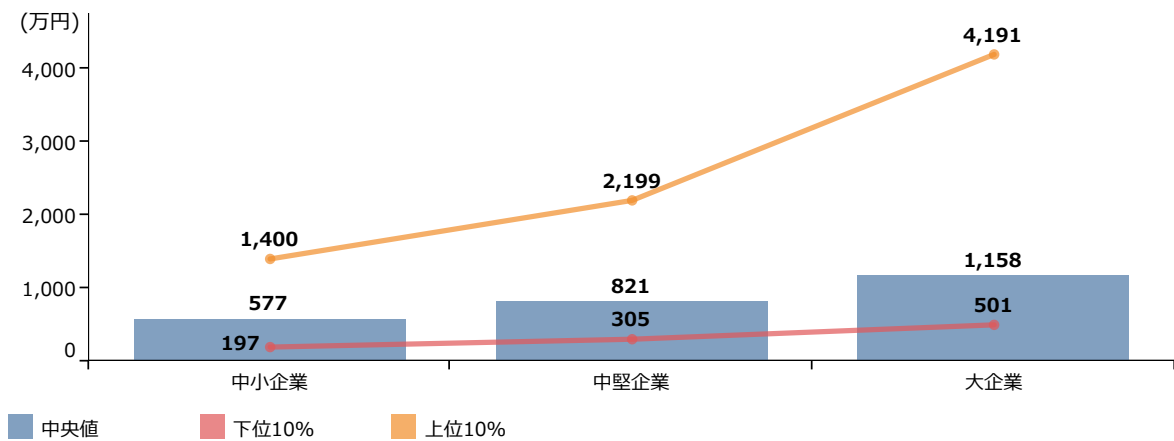
5 本節において、財務省「法人企業統計調査年報」を用いた分析では、資本金10億円以上の企業を「大企業」、資本金1億円以上10億円未満の企業を「中堅企業」、資本金1億円未満の企業を「中小企業」とする。

6 労働生産性の算出に当たっては、厳密には分母を「労働投入量」(従業員数×労働時間)とする必要があるが、本白書ではデータ取得の制約等から、分母に「従業員数」を用いている点に留意されたい。

第1-2-12図は、企業規模別に上位10%、中央値、下位10%の労働生産性の水準を示している。これを見ると、いずれの区分においても、企業規模が大きくなるにつれて、労働生産性が高くなっている。しかし、中小企業の上位10%の水準は大企業の中央値を上回っており、中小企業の中に

も高い労働生産性の企業が一定程度存在していることが分かる。反対に、大企業の下位10%の水準は中小企業の中央値を下回っており、企業規模は大きい労働生産性の低い企業も存在している。

第1-2-12図 企業規模別の労働生産性の水準比較

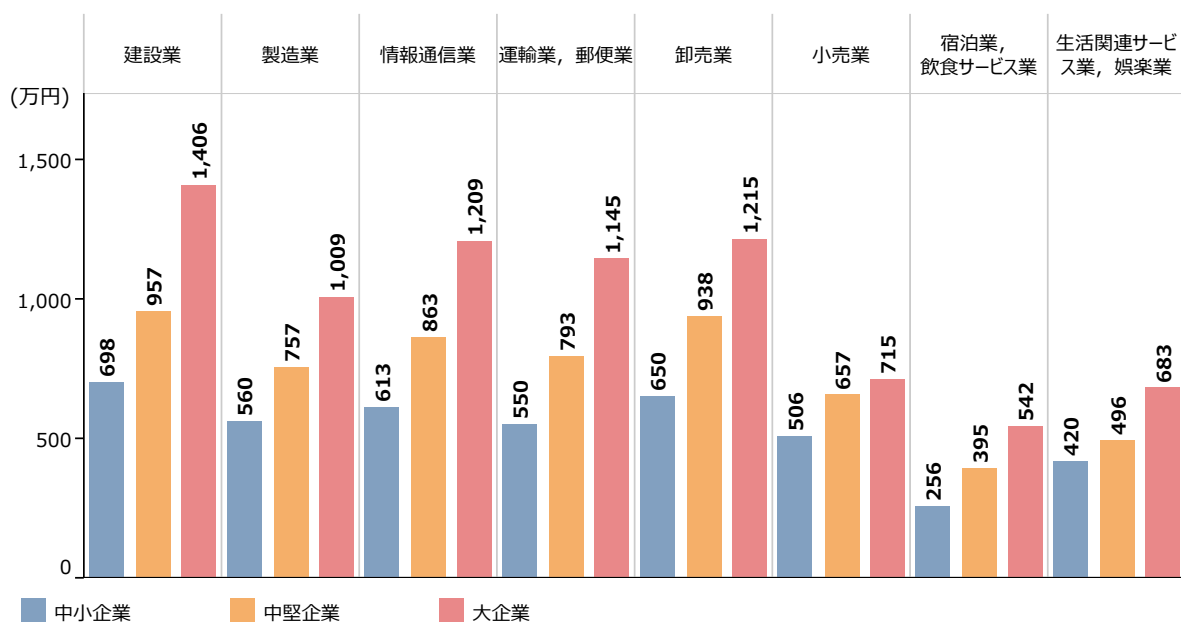


資料：財務省「令和元年度法人企業統計調査年報」再編加工
(注)非一次産業を集計対象としている。

第1-2-13図は、企業規模別、業種別に労働生産性の中央値を比較したものである。これを見る

と、業種にかかわらず、企業規模が大きくなるにつれて労働生産性が高くなるが見て取れる。

第1-2-13図 企業規模別・業種別の労働生産性



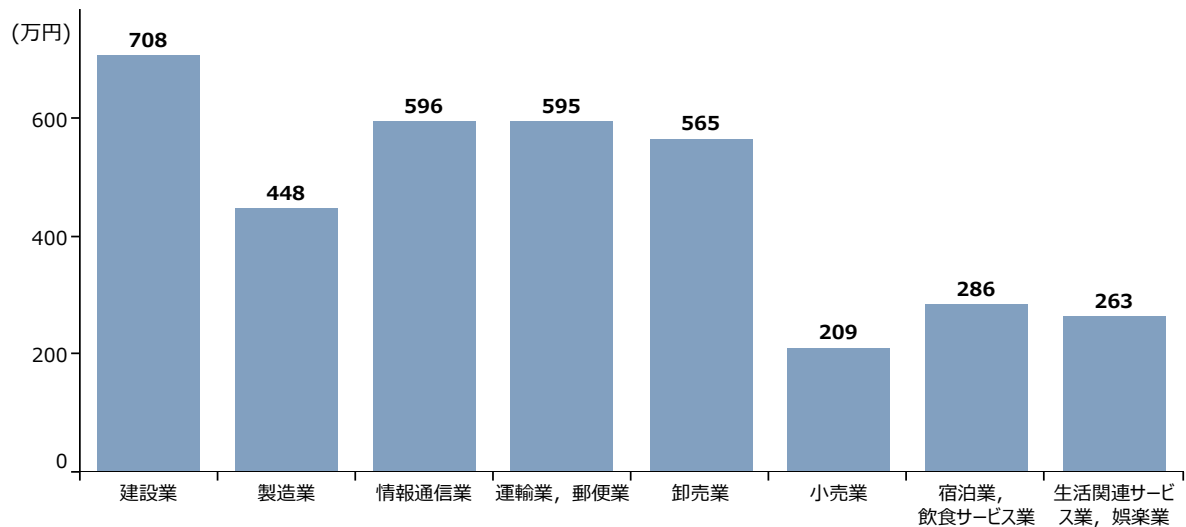
資料：財務省「令和元年度法人企業統計調査年報」再編加工

(注)数値は中央値。

第1-2-14図は、大企業と中小企業の労働生産性の差分を用いて、労働生産性の規模間格差を業種別に示したものである。これを見ると、「建設業」や「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業」では大企業と中小企業の労働生産性の格差が

大きいことが分かる。一方で、「小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では、大企業も含め業種全体での労働生産性が低いこともあり、企業規模間の格差は比較的小さい。

第1-2-14図 業種別に見た、労働生産性の規模間格差（差分）



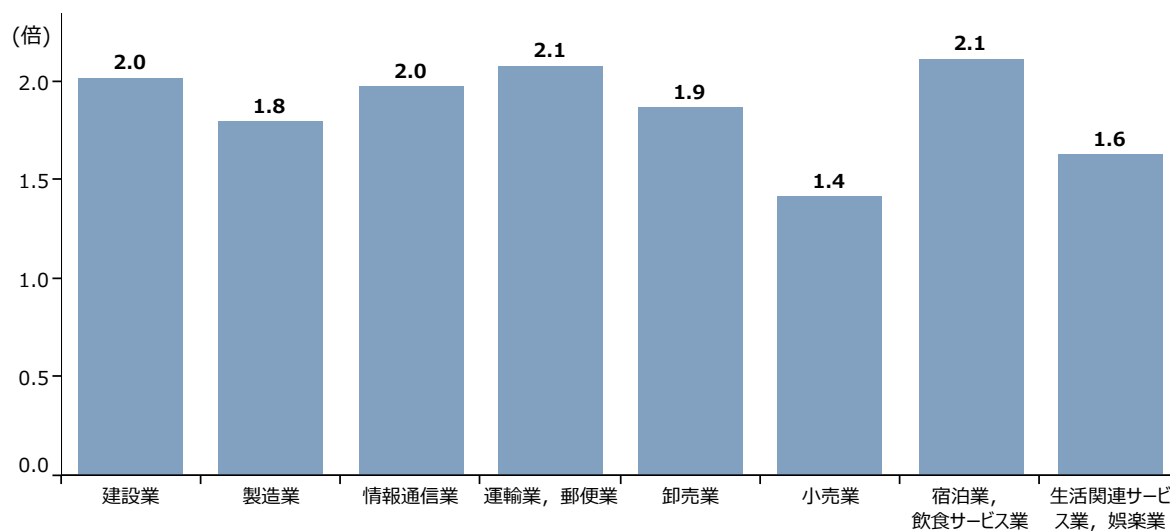
資料：財務省「令和元年度法人企業統計調査年報」再編加工

(注)数値は、大企業と中小企業の労働生産性（中央値）の差分を示している。

また、第1-2-15図は労働生産性の規模間格差について、中小企業の労働生産性に対する大企業の労働生産性の倍率を用いて、業種別に示したも

のである。これを見ると、「小売業」や「生活関連サービス業、娯楽業」では、倍率で見ても企業規模間の格差が比較的小さいことが分かる。

第1-2-15図 業種別に見た、労働生産性の規模間格差（倍率）



資料：財務省「令和元年度法人企業統計調査年報」再編加工

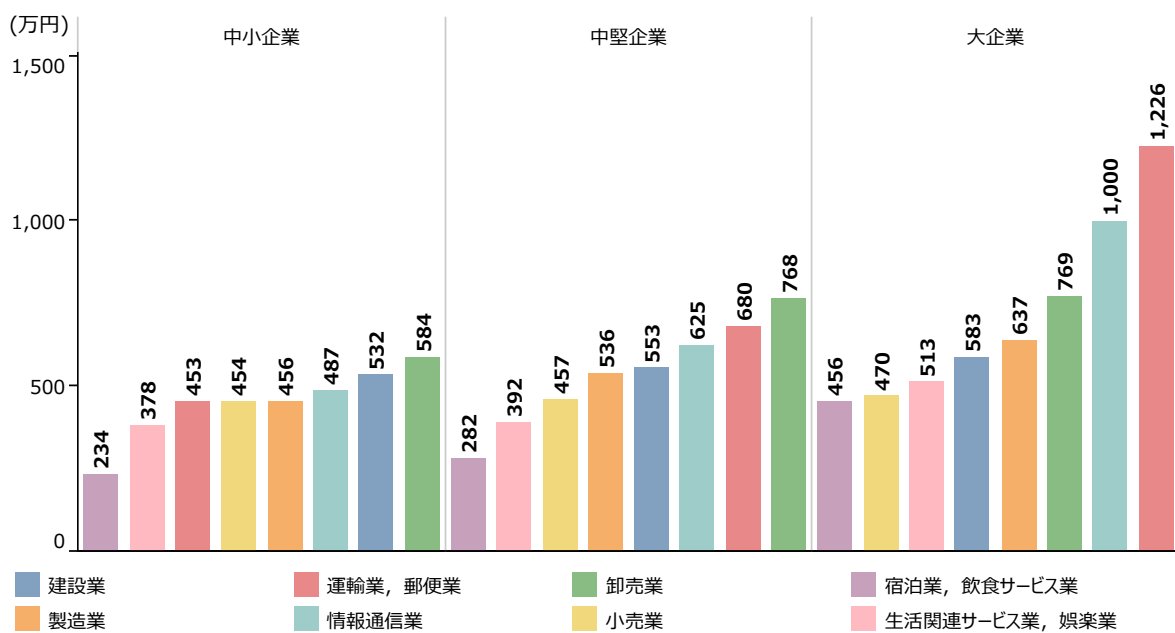
(注)数値は、中小企業に対する大企業の労働生産性（中央値）の倍率を示している。

第1-2-16図は、上位25%と下位25%の値の差分を用いて、同一企業規模内における労働生産性の企業間格差を業種別に示したものである。これを見ると、労働生産性の水準が相対的に低い「小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」では、同一企業規模内での企業間格差も小さいことが見て取れる。

以上から、労働生産性の規模間格差や企業間格

差の状況は、業種によっても大きく異なることが分かる。特に、業種全体として労働生産性の水準が低い「小売業」や「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」においては、個別企業の経営努力や企業規模の拡大のみによって、労働生産性を大幅に向上させることは容易でない可能性も示唆される。

第1-2-16図 業種別・企業規模別の労働生産性のばらつき



資料：財務省「令和元年度法人企業統計調査年報」再編加工
(注)数値は、上位25%と下位25%の値の差分を示している。

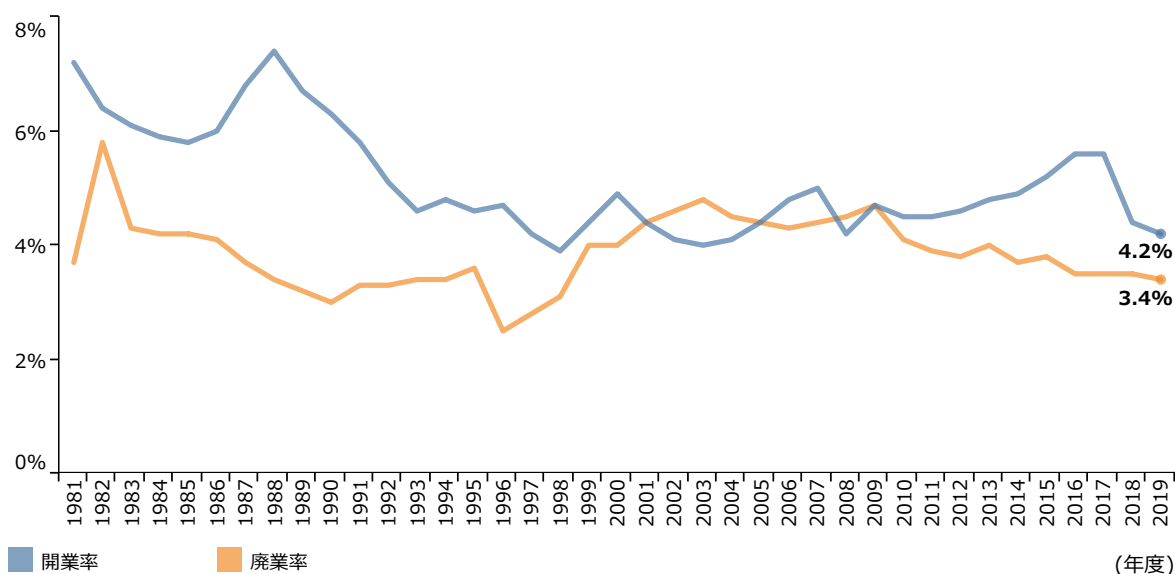
第3節 開廃業の状況

本節では、我が国の開業率及び廃業率について現状把握を行う⁷。

我が国の開業率は、1988年をピークとして低下傾向に転じた後、2000年代を通じて緩やかな

上昇傾向で推移してきたが、足元では再び低下傾向となっている。廃業率は、1996年以降増加傾向で推移していたが、2010年からは低下傾向で推移している（第1-2-17図）。

第1-2-17図 開業率・廃業率の推移



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

(注)1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である（雇用保険法第5条）。

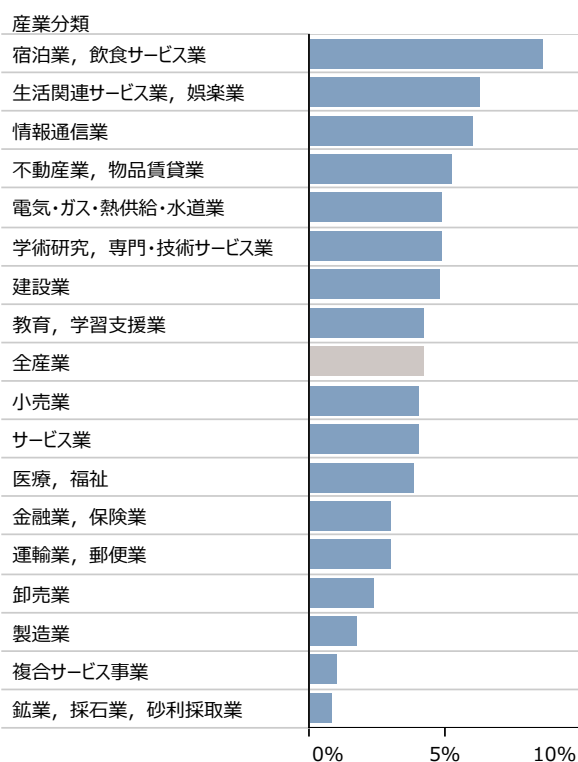
⁷ 本節での分析に用いる「雇用保険事業年報」を基に中小企業庁で算出した開廃業率は、事業所における雇用関係の成立、消滅をそれぞれ開業とみなしている。そのため、企業単位での開廃業を確認できない、雇用者が存在しない、例えば事業主1人での開業の実態は把握できないという特徴があるものの、毎年実施されており、「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）でも、開廃業率のKPIとして用いられているため、本分析では当該指標を用いる。なお、「事業所・企業統計調査」、「経済センサス-基礎調査」及び「経済センサス-活動調査」を基に算出した開廃業率は付属統計資料10表及び11表、「民事・訴訟・人権統計年報」及び「国税庁統計年報書」を基に算出した開廃業率は付属統計資料13表を参照されたい。

続いて、業種別に開廃業の状況を確認する（第1-2-18図）。開業率について見ると、「宿泊業，飲食サービス業」が最も高く、「生活関連サービス業，娯楽業」、「情報通信業」と続いている。また、廃業率について見ると、「宿泊業，飲食サービス業」が最も高く、「生活関連サービス業，娯楽業」、「小売業」と続いている。

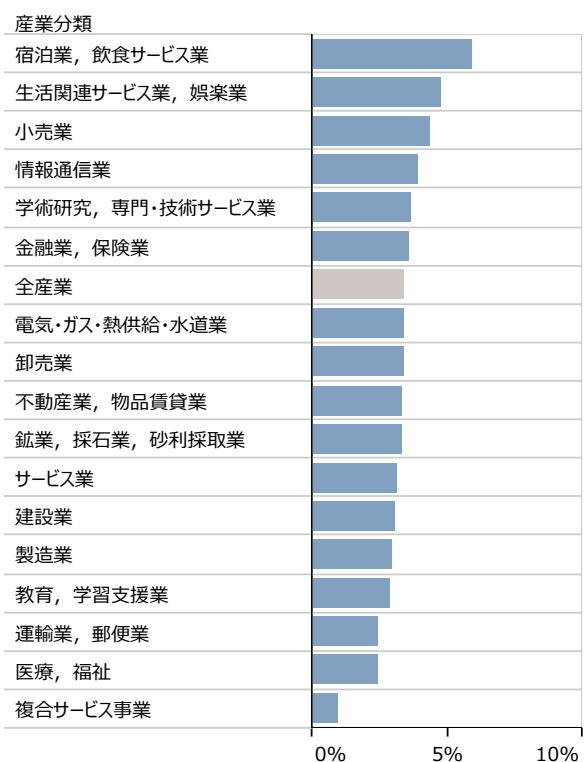
開業率と廃業率が共に高く、事業所の入れ替わりが盛んな業種は、「情報通信業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」であることが分かる。他方、開業率と廃業率が共に低い業種は、「製造業」、「運輸業，郵便業」、「複合サービス事業」となっている。

第1-2-18図 業種別の開廃業率

①開業率



②廃業率



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

(注)1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である（雇用保険法第5条）。

第1-2-19図は、都道府県別に開廃業の状況を見たものである。開業率について見ると、沖縄県が最も高く、福岡県、愛知県と続く。また、廃業

率について見ると、長崎県が最も高く、青森県、福岡県と続いている。

第1-2-19図 都道府県別開廃業率（2019年度）

	開業率	廃業率
北海道	4.0%	3.6%
青森	2.9%	4.0%
岩手	2.9%	3.8%
宮城	3.6%	3.6%
秋田	2.5%	3.4%
山形	2.8%	3.4%
福島	3.1%	3.4%
茨城	4.6%	3.2%
栃木	3.6%	3.0%
群馬	4.1%	3.4%
埼玉	4.9%	3.2%
千葉	4.8%	3.1%
東京	4.8%	3.4%
神奈川	4.6%	3.7%
新潟	2.7%	3.3%
富山	3.3%	3.1%

	開業率	廃業率
石川	3.4%	3.2%
福井	3.3%	3.0%
山梨	4.1%	3.2%
長野	3.1%	2.8%
岐阜	3.9%	3.1%
静岡	3.9%	3.4%
愛知	4.9%	3.7%
三重	4.1%	3.5%
滋賀	3.7%	2.9%
京都	4.3%	3.8%
大阪	4.5%	3.6%
兵庫	4.5%	3.3%
奈良	4.0%	3.3%
和歌山	3.4%	2.9%
鳥取	3.4%	3.5%
島根	2.5%	3.5%

	開業率	廃業率
岡山	4.1%	3.1%
広島	3.7%	2.8%
山口	3.7%	3.4%
徳島	3.0%	3.4%
香川	3.9%	3.4%
愛媛	3.6%	2.9%
高知	3.0%	3.6%
福岡	5.1%	4.0%
佐賀	3.5%	3.5%
長崎	3.8%	4.3%
熊本	4.3%	3.0%
大分	4.1%	3.6%
宮崎	4.0%	3.4%
鹿児島	3.7%	3.5%
沖縄	6.6%	3.7%
全国計	4.2%	3.4%

資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

(注) 1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

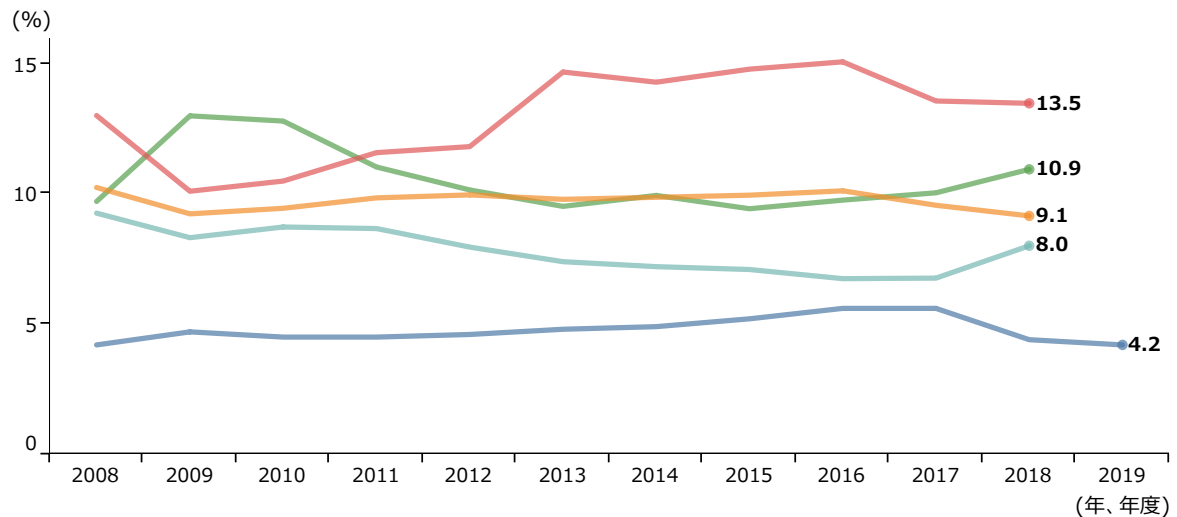
3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所である（雇用保険法第5条）。

第1-2-20図は、諸外国の開廃業率の推移と比較したものである。各国ごとに統計の性質が異なるため、単純な比較はできないものの、国際的に

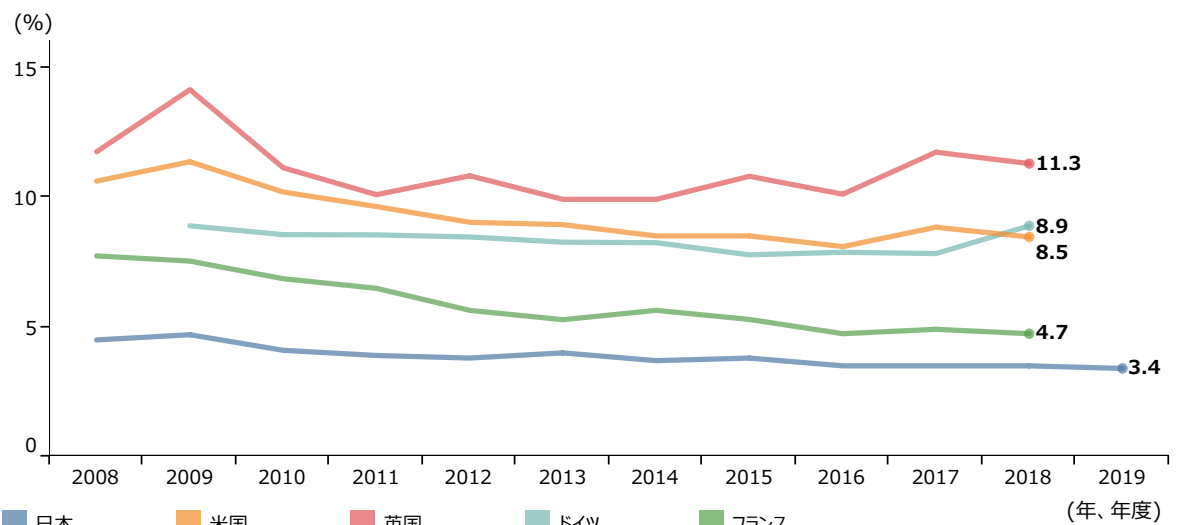
見ると我が国の開廃業率は相当程度低水準であることが分かる。

第1-2-20図 開廃業率の国際比較

①開業率



②廃業率



資料：日本：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出、米国：United States Census Bureau「The Business Dynamics Statistics」、英国・ドイツ・フランス：eurostat
 (注)国によって統計の性質が異なるため、単純に比較することはできない。

第4節 まとめ

本章では、我が国の企業数の99.7%を占める中小企業・小規模事業者の実態について、企業数や雇用、売上高等の観点から見てきた。その実態は、いずれの点においても、業種や経営組織によって異なり、極めて多様であることが確認された。

また、重要な論点となっている中小企業の労働生産性及び開廃業の状況についても確認した。中小企業の労働生産性は長期的に横ばい傾向で推移

しており、大企業との格差は業種を問わず存在していることを見た。その一方で、中小企業の中にも大企業の労働生産性を上回る企業が一定程度存在しており、こうした労働生産性の高い中小企業を増やしていくことが今後人口減少に直面する我が国にとって重要である。加えて、我が国の開廃業率は国際的に見て相当程度低水準であり、中小企業全体の生産性を向上させていく上での課題と考えられる。